

福知山市監査委員告示第1号

令和6年度に実施した定期監査の結果を受けて講じられた措置の状況について、
地方自治法第199条第14項の規定により、その内容を次のとおり公表する。

令和7年4月8日

福知山市監査委員 長 坂 勉

福知山市監査委員 中 嶋 守

産業政策部 エネルギー・環境戦略課

監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
1 補助金等について 補助金交付事務において、要綱に定めのない取扱いをしているものがあった。適正な事務処理に努められたい。	1 補助金等について 課長の専決事項と認識して行っていた事務処理を、要綱に従い市長決裁で処理することとした。

産業政策部 農政課

監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
1 歳入について 施設用地使用料の収入事務において、適切な事務執行となっていないものが見受けられた。収入事務の適正化に努められたい。	1 歳入について 確実に歳入徴収簿に記載するため、調定伝票に確認欄を設けた。また納入期限を見落とさないよう、課のスケジュール表でも管理するよう改めた。

市民総務部 市民課

監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
1 契約について 賃貸借契約書において、文書の取扱いが適切でないものがあった。適正な契約事務の執行に努められたい。	1 契約について 指摘を受け直ちに対処した。課内で情報共有し、適正に事務執行することを徹底した。

市民総務部 生活環境課

監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
1 契約について 業務委託契約において、適正な契約事務となっていないものがあった。慎重な事務処理に努められたい。	1 契約について 職員相互の事務処理の点検確認が不十分であったことから、改めて課内・係内での相互チェックを徹底した。